

【平成25年度】

宇都宮市が所有する土地に関する財務事務の執行についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
I 公有財産である土地について			
【2】未利用地			
3 個別土地に係る監査結果			
C 処分困難地			
(12) 未利用地(旧自由が丘増圧所)			
⑤ 現物管理・台帳管理の適切性			
チェーンで立ち入りを防止しているものの、容易に立ち入り可能であり、旧設備を放置しておくのは安全性に問題があるため、できるだけ早急に撤去すべきである。	90	企業総務課	平成27年度に旧施設の解体が完了し、撤去いたしました。
【3】沼地・その他			
2 個別土地に係る監査結果			
(1) 暫定調整池(駅東第3区画整理内B1)			
④ 現物管理・台帳管理の適切性			
暫定調整池として見ると、施工貯留量を確保するための掘り込みの深さは35cmであるところ、現地視察時には、土砂の堆積等により35cmの深さが確保されていることを確認することはできなかった。したがって、暫定調整池としての管理は不十分と言わざるを得ない。当初の施工貯留量を維持する必要があると判断するのであれば、随時、掘り込み等のメンテナンスを行うべきである。	102	河川課	現在も年に1度の草刈等管理を行い施工貯留量の確保を行っておりますが、今後につきましても施工貯留量を確保し適切なメンテナンス等維持管理を行ってまいります。
(2) 暫定調整池(駅東第3区画整理内B2)			
④ 現物管理・台帳管理の適切性			
暫定調整池として見ると、施工貯留量を確保するための掘り込みの深さは25cmであるところ、現地視察時には、25cmの深さが確保されていることを確認することはできなかった。したがって、暫定調整池としての管理は不十分と言わざるを得ない。当初の施工貯留量を維持する必要があると判断するのであれば、随時、掘り込み等のメンテナンスを行うべきである。	104	河川課	現在も年に1度の草刈等管理を行い施工貯留量の確保を行っておりますが、今後につきましても施工貯留量を確保し適切なメンテナンス等維持管理を行ってまいります。
(3) 暫定調整池(駅東第3区画整理内C)			
④ 現物管理・台帳管理の適切性			
周囲はフェンスによって囲われ、出入口は施錠されており出入りできない状態にある。現地視察時には、雑草が生い茂っており土地の管理状況は良好とは言い難い状況であった。また、暫定調整池として見ると、施工貯留量を確保するための掘り込みの深さは20cmであるところ、現地視察時には、20cmの深さが確保されていることを確認することはできなかった。したがって、暫定調整池としての管理は不十分と言わざるを得ない。当初の施工貯留量を維持する必要があると判断するのであれば、随時、掘り込み等のメンテナンスを行うべきである。	106	河川課	現在も年に1度の草刈等管理を行っておりますが、今後は状況に応じた、適切なメンテナンス等維持管理を行ってまいります。

【平成25年度】

宇都宮市が所有する土地に関する財務事務の執行についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
(4) 暫定調整池（駅東第3区画整理内D）			
④ 現物管理・台帳管理の適切性			
暫定調整池として見ると、施工貯留量を確保するための掘り込みの深さは25cmであるところ、現地視察時には、土砂の堆積等により25cmの深さが確保されていることを確認することはできなかった。したがって、暫定調整池としての管理は不十分と言わざるを得ない。当初の施工貯留量を維持する必要があると判断するのであれば、随時、掘り込み等のメンテナンスを行うべきである。	108	河川課	現在も年に1度の草刈等管理を行い暫定調整池の廃止を迎えるまで適切なメンテナンス等維持管理を行ってまいります。
【6】道路残地（行政財産）			
2 個別土地に係る監査結果			
(9) 道路残地（茂原町）			
⑤ 現物管理・台帳管理の適切性			
宇都宮市の道路残地は、フェンスに沿って内側の部分であり、道路建設課では占有されている可能性があるものと認識している。管理上問題があると言わざるを得ない。敷地の所在及び事実関係を確認のうえ、無断で使用されているのであれば、撤去させるか、使用許可を与え貸付するか、買受勧奨を行うべきである。	133	道路建設課 建設用地室	当該土地の状況を確認したところ、市有地部分における作付等の実態は確認できませんでした。 また、フェンスについては、隣接土地所有者から買受けの内諾を得て設置しております。現在、用途廃止及び買受の手続きを進めております。
(10) 浸透施設用地（御幸本町）			
④ 現物管理・台帳管理の適切性			
現地は、柵で囲われているものの、入り口から侵入は可能な状態である。現地視察時には、雑草が生い茂り、粗大ゴミが放置されており景観上もよくない状態であった。現況では、管理が十分とは言えず適切な管理を行うべきである。また、道路残地台帳の記載を修正する必要がある。	134	道路管理課	柵を修繕し、粗大ゴミの撤去や除草作業を行いました。今後も適切な管理を行ってまいります。 また、道路残地台帳を修正いたしました。

【平成25年度】

宇都宮市が所有する土地に関する財務事務の執行についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
I 公有財産である土地について			
【2】未利用地			
3 個別土地に係る監査結果			
B 処分可能地			
(13) 上下水道局未利用地（旧上田原ポンプ場敷地）			
④ 現況			
<p>当該土地は未接道で市街化調整区域にあり、建物等の建築物はない。公道からの進入路の一部に栃木県有地24㎡（旧道の廃道敷）が掛かっている。平成22年度の遊休資産活用処分検討会議の議事録によれば、栃木県の宇都宮土木事務所から、法定外公共物との続きとして土木管理課への譲与は可能であるが、売却を前提とする上下水道局への譲与はできないと通告されている。上下水道局では、土木管理課と廃道敷の取得について調整を図っているが、「土木管理課から他の廃道敷と合わせて取得するため時間を要する」との回答を得ているとのことであった。しかし、栃木県宇都宮土木事務所との折衝から3年以上経過しているにもかかわらず進展が見られない。また、土木管理課とのその後の交渉状況について議事録が作成されておらず、経過を把握することができない。公売に付すに当たり、廃道敷の取得の重要性が高いのであれば、土木管理課と密に連絡を取り合い、早期取得に努めるべきである。また、交渉状況についても議事録に残し、今後の交渉や担当者異動時の引継等に備えるべきである。</p>	72 ～ 73	企業総務課	<p>廃道敷きの取得について、平成27年度に土木管理課を通し、宇都宮土木事務所と協議を行い確認しましたところ、譲渡については有償及び譲渡後10年間は購入者で管理することが条件であり、未接道問題の解消が困難でありますことから、今後は、隣接地権者への買受勧奨を行ってまいります。また、今後は、議事録や交渉記録を作成してまいります。</p>
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
<p>宇都宮市未利用地も栃木県所有の廃道敷も単独では利用価値が乏しいと考えられる。公共の利益という観点からは、早期に栃木県からの廃道敷の取得を行い、利用価値を高めて公売に付すべきである。</p>	73	企業総務課	<p>「④現況」のとおり、廃道敷きの取得が困難なことから、今後は隣接地権者への買受勧奨を行ってまいります。</p>
C 処分困難地			
(12) 未利用地（旧自由が丘増圧所）			
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
<p>住宅地内の土地であり、近隣地権者からの引き合いのある土地であることから、近隣地権者への買受勧奨と並行して、旧設備を撤去して公売に付すことも検討すべきである。</p>	90	企業総務課	<p>条件が悪い（不整形、高低差がある）土地ではありますが、平成27年度に施設の解体を行い、近隣地権者への買受勧奨を行ってまいりましたが、購入の意向がないことから、公売による処分を進めております。また、公売により売却ができなかった場合は、随意販売を行ってまいります。</p>

【平成25年度】

宇都宮市が所有する土地に関する財務事務の執行についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
【6】道路残地（行政財産）			
2 個別土地に係る監査結果			
(1) 道路残地（西川田町（No. 1））			
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
当該地は、住宅地に所在し面積的にも形状的にも一区画の住宅地として活用することが、最適利用と考えられる。したがって、近隣者への買受勧奨等により売却処分することを検討すべきである。	123	道路管理課	住宅地内に立地しており、宅地に適した土地であるため、公売とする土地部分について、平成28年度中に測量・分筆等を行い、境界を確定させ、後に公売を行う予定です。
(3) 道路残地（西原町）			
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
当該地は、面積的に小さいため活用方法は限られるものと考えられる。したがって、近隣者への買受勧奨等により売却処分することを検討すべきである。	126	道路管理課	面積狭小ではありますが、住宅地に立地し南側が道路であるなど市場性が高いと判断したため、公売等に向けて調整をしております。隣接する市道2921号線の土地との分筆が必要であるため、平成28年度中に測量・分筆等を行い、後に公売を行う予定です。
(5) 道路残地（下砥上町（No. 1））			
⑤ 現物管理・台帳管理の適切性			
現地は、囲い等がないため通行及び利用は自由な状況である。視察時は、車両が一台駐車していたが、常時駐車しているものかは不明である。無断で駐車場として利用されることは管理上問題があると考えられるので、何らかの対応をとるべきである。面積未確定であり道路残地台帳に面積の記載はない。面積を確定して道路残地台帳に記載すべきである。	128	道路建設課 建設用地室	近隣住民へのヒアリングにより事実確認を行った結果、隣接者が駐車していたことが判明したため、対象地に駐車しないよう指導いたしました。 また、平成27年度に面積を確定し、平成28年度、台帳に記載しました。
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
当該土地は面積が確定していないため、面積を確定することが必要である。また、当該土地は、市街化調整区域に所在するため、活用方法は限られる。したがって、近隣者への買受勧奨等により売却処分することを検討すべきである。	128	道路建設課 建設用地室	駐車をしていた隣接者に対象地の購入希望について確認したところ、購入を希望していることが判明したため、隣接者への売却に向けた手続きを進めているところです。
(7) 道路残地（下栗町）			
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
当該土地は、住宅地内にあり主要地方道の交差点に面している。住宅地としての需要があるものと考えられる。したがって、近隣者への買受勧奨等により売却処分することを検討すべきである。	131	道路管理課	面積狭小ではありますが、平成通りの五差路に立地するため市場性が高いと判断し、公売等に向けて調整しております。隣接する県道及び市道1734号線の土地と分筆するため、平成28年度中に測量・分筆等を行い、後に公売を行う予定です。

【平成25年度】

宇都宮市が所有する土地に関する財務事務の執行についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
(8) 道路残地(道場宿町)			
⑤ 現物管理・台帳管理の適切性			
<p>現地は、特に囲い等はなく、通行や利用が可能な状況である。現在は、誰かが無断で畑として耕作している。畑作物は容易に撤去可能なものではあるが、無断での耕作は管理上問題があると考えられるため、何等かの対応をとるべきである。</p>	132	道路管理課	<p>無断耕作については是正済みであり、現在は除草作業を行い管理しておりますが、今後は杭やロープで囲いをし、適正に管理してまいります。</p>
(9) 道路残地(茂原町)			
⑥ 転用・売却・貸付の可能性			
<p>当該土地は市街化調整区域にあり、不整形地であり占有者以外にはほとんど活用の途はない。したがって、占有者へ貸付するか、占有者へ買受奨励し売却処分すべきである。</p>	133	道路建設課 建設用地室	<p>隣接者に対象地の購入希望について確認したところ、購入を希望していることが判明したため、測量等諸手続きを完了し、現在、売却に向けた手続きを進めているところです。</p>
【7】上下水道局の土地について			
2 土地の管理状況について			
(1) 管理規則について			
<p>宇都宮市上下水道局においては、財産管理に関する規則等が定められていないため、財産管理に関する明確な指針がない状態である。したがって、宇都宮市上下水道局においても、適切な財産管理を行うために財産管理に関する規則等を定めるべきである。</p>	136 ～ 137	企業総務課	<p>市財産管理規則を始めとする関係法規と整合性を図るため、現在、規程の整備に向け検討中であり、平成28年度末までに上下水道局財産管理規程の素案を整備する予定です。</p>